

令和6年度

秋田県公立小・中学校

秋田県公立義務教育学校

**初任者研修に  
関するQ & A**

秋田県教育委員会

# 目 次

I	初任者研修の制度等に関わる内容	1
II	指導教員の役割に関わる内容	3
III	校内における指導体制に関わる内容	6
IV	統括指導教員の勤務に関わる内容	8
V	教科指導員の勤務に関わる内容	11
VI	非常勤講師の勤務に関わる内容	12
VII	校内研修の実施に関わる内容	14
VIII	校内研修における研修教員への配慮に関わる内容	19
IX	市町村教育委員会の研修の実施に関わる内容	20
X	初任者研修を実施できなかった場合の対応に関わる内容	21
XI	その他	21

## I 初任者研修の制度等に関する内容

Q 1 初任者研修制度については、教育改革の中でどのように提言されていますか。

A 1 初任者研修制度については、「教育改革に関する第二次答申（臨教審S61.4.23）」の第2部、第3章、第3節「教員の資質向上」（三）「初任者研修制度の創設」において、次のように提言されています。

教職生活へのスタートに際して現職研修を行い、新任教員が円滑に教育活動に入っていけるよう援助することは重要である。このため、国・公立の小・中・高等学校及び特殊教育諸学校の新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させるため、次のような考え方に立って初任者研修制度を導入することとし、早急に具体策を検討する。

ア 新任教員に対し、採用後1年間、指導教員の指導の下における教育活動の実務及びその他の研修を義務づける。

初任者研修制度の実施に当たっては、校長のリーダーシップの下に、指導教員を含め学校全体としての協同的な指導体制を確立することが肝要である。

イ 新任教員を配置した学校に対しては、特別の指導教員を配置する他、各都道府県においては、研修担当指導主事の配置を含め、研修体制の整備を図る。

ウ この制度の導入に伴い、教員の条件附採用期間を6か月から1年に延長する。

なお、このような新任教員の資質向上のための方策は、戦後の教員養成の制度ができたときからその必要性が言われており、次に挙げるような様々な審議会等により提言がなされてきました。

○教育刷新委員会（S22.10.3）

○中央教育審議会（S33.7.28、S46.6.11、S53.6.16）

○教育職員養成審議会（S37.11.12、S47.7.3、S58.11.22、S62.12.18）

Q 2 初任者研修制度は、どのような法律に基づいて行われるのですか。

A 2 初任者研修制度は、教育公務員特例法第23条に基づき、初任者に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させるために、採用の日から1年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を行うものです。

○ 教育公務員特例法第23条

（1項）公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施しなければならない。

（2項）任命権者は、初任者の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、又は講師のうちから指導教員を命じるものとする。

（3項）指導教員は、初任者に対して、教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

Q 3 初任者研修は、段階的に本格実施されてきたそうですが、これまでにどのような経緯があり、どのような効果があるのですか。

A 3 初任者研修制度は、昭和62年度より一部の初任者を対象とした試行を行った後、政令により、校種ごとに年度を追って段階的に本格実施されてきました。その経緯は、平成元年度より小学校、平成2年度より中学校、平成3年度より高等学校、平成4年度より特別支援学校の順です。このように、平成4年度より全ての校種において本格実施されてきたものです。

初任者研修制度は、その試行と本格実施を通して、次のような点で効果があります。その第1点は、校外では総合教育センター等が、校内では指導教員（従来方式指導教員、統括指導教員と校内指導教員：以下同様）が中心となって組織的で計画的な研修を行うので、研修教員の資質能力の向上を図ることができることです。第2点は、実施校においては、教員相互の授業参観等が活発に行われるので、研修教員以外の教員が日頃の教育指導等を見つめ直す機会になるとともに、校内研修等に対する教員の意識の高まり、学校の活性化を促すことができるということです。

Q 4 初任者研修は、どのような内容について研修するのですか。

A 4 教員に必要な資質能力としては、①基礎的素養、②マネジメント能力、③生徒指導力、④教科等指導力が挙げられています。【秋田県教職キャリア指標による】

このような教員の資質能力は、大学などの教員養成機関での教育だけで完成するものではなく、養成機関での教育から現職研修へと継続することによって次第に形成されていくものです。研修教員は大学などで専門的な内容を学んできますが、これは教育に関する基礎的・基本的な内容です。それに対して、初任者研修では、現職研修の一環として、児童生徒に係る具体的な教育活動に即し、教職のスタートに当たって教師としての基盤となるような実践的な指導力を高めることとなります。その内容は、基礎的素養、マネジメント能力、生徒指導力、教科等指導力等、教諭としての職務の遂行に必要な事項です。

校内における具体的な研修については、県教育委員会が作成する年間研修計画及び年間研修項目例（手引p14～20）を参考にして、各学校で校長が指導教員の参画を得て作成した年間指導計画の研修内容が具体的に研修されることとなります。また、各学校が作成する校内年間指導計画の内容は、校外における研修との関連に配慮して、校内における指導教員を中心とする指導助言による研修の項目及び時期、その他必要な事項が具体化されるようにする必要があります。

なお、校内における研修においては、授業研究指導と児童生徒理解に関する指導を十分に行うほか、総合教育センター等での研修の報告を研修教員から受け、必要に応じて、指導教員が具体的に肉付けをして指導することが大切です。

また、義務教育学校に在籍する研修教員は、公立の「小学校」又は「中学校」の研修教員が行う研修に準じて行います。その際、研修教員が受講する研修の学校種は、学校における校務分掌等を勘案して、当該校長が判断します。

Q 5 初任者研修は、どのような方法で実施するのですか。

A 5 研修教員は、授業などの教育活動の実務に従事しながら、校内において指導教員を中心とした指導助言による研修を週2日程度受けるとともに、校外において総合教育センターや教育事務所などによる指導を月1～2日程度受けます。

教育の仕事は、児童生徒を指導しつつ自ら学び、それによって教員としての資質能力を高めていくという性質をもつものです。その意味で初任者研修制度では、授業を中心とする校内における研修を重視しており、校内において指導教員を特定し、経験豊かな指導教員が研修教員に対して、具体例を基に1年間を通じ系統的に働き掛け、援助できるようにしています。

しかし、教員の資質能力の向上は、校内における研修だけでは十分とはいえないものもあります。例えば、他校種の事情やカウンセリング技術、ICTの活用指導力等についてです。そこで、研修教員に共通した当面する教育上の課題や校内における研修では十分に得にくいもの等を中心にして、校外における研修を実施することにしています。

初任者研修では、校内、校外における研修が相互補完的な機能を果たすように実施され、研修の成果を上げることが求められています。

## Ⅱ 指導教員の役割に関わる内容

Q 6 初任者研修が、指導教員（従来方式指導教員、統括指導教員、校内指導教員）による指導方式をとるのはなぜですか。

A 6 指導教員による指導方式とは、校内における研修において、研修教員に対して特定の指導教員が配置され、校長のリーダーシップの下に指導教員が中心となって研修教員の指導に当たるというものです。これは、初任者研修制度の最も特徴的なところで、本制度において中心的な役割を果たすものであるということが出来ます。

この方式では、一人の指導教員が研修教員の指導に当たるため、責任ある指導体制をとることができます。また、実践に役立つ日常的、具体的な事例を基に指導助言が行われるとともに、組織的、体系的に連続性をもった研修にすることができます。個々の研修教員の実態に合わせた指導や、それぞれの個性・能力に応じた指導を進めることによって、研修教員の指導能力等が高まり、児童生徒の学習成果も上がることが期待できます。また、指導教員を特定し、指導の時間等を年度当初から週時程に位置付けることによって、十分な指導時間を確保することも可能になります。具体的な研修を実施していく際は、研修の内容によっては指導教員以外の教員の協力が必要となる場合もありますが、その場合でも指導教員との密接な連携の下に実施されることが大切です。そのため、指導教員を中心として、学校全体の協働的な指導体制の確立、整備についても十分に配慮する必要があります。

このような方式をとるためには、指導教員がその役割を十分に果たすことができるよう、学級担任外としたり授業時数を減らしたりすることが大切です。なお、そのための行財政措置がされています。

Q 7 校内指導教員の選任に当たっては、どのような配慮が必要ですか。

A 7 初任者研修の中心的な役割を果たす校内指導教員を選任する場合には、①経験豊かな教諭であること、②各教科等や生徒指導について研修教員に適切な指導助言ができる力量をもっていること、

③研修教員の悩みに応えるカウンセリング・マインドをもっていること、④全校的視野に立って指導できることなどに配慮する必要があります。

また、1年間にわたって指導するわけですから、⑤研修教員との間に好ましい人間関係を築けるような温かい人間性や研修教員と共に学んでいくという研究的な態度を有するとともに、⑥校内指導教員以外の教員との積極的な協力関係をつくり上げていくことも要求されます。

このようにして校内指導教員を選任することに加え、中学校では研修教員と校内指導教員の担当教科が一致していることが望ましいです。

Q 8 校内指導教員は、どのようなことをするのですか。

A 8 校内指導教員は、教諭の職務の遂行に必要な事項について、校長及び副校長・教頭の指導の下に校内年間指導計画に従い、①研修教員に対して指導助言を行うとともに、②研修教員の教育活動に関する種々の相談に応じます。また、③校長、副校長・教頭及び指導教員以外の教員による研修教員に対する指導助言の状況や、校外における研修の概要などを把握し、④年間を通して系統的、組織的な研修が行えるようにします。

校内指導教員は、その他の教員と連携を図りながら、初任者研修の中心となって、示範指導、授業研究指導、一般指導のいずれか又はこれらのいくつかを組み合わせ、指導助言を行います。中でも、示範指導や授業研究指導、児童生徒理解に関する指導を十分に行うよう配慮することが大切です。また、⑤指導のための準備、研修教員の指導案の事前の検討や指導記録の整理、指導後の処理、報告書の作成等、研修教員の指導助言に必要な全ての仕事をすることになります。

Q 9 校内指導教員として、研修教員に対してどのような配慮が必要ですか。

A 9 配慮すべき点は様々ありますが、主に次の4点が挙げられます。

① 研修教員に自信をもたせるような思いやりのある指導

研修教員は、教壇に立った経験が少ないことから、様々な悩みや不安を抱える場合があります。そのため、研修教員の実態を十分に把握し、研修教員の自信につながるよう指導をするとともに、思いやりのある指導をすることが大切です。

② 研修教員の自主性や創造性の尊重

身近に何でも相談できる人がいることは、研修教員にとって心強いことです。先輩教員のしていることを模倣することも初めのうちは大切かもしれませんが、研修教員の自主性や創造性を尊重し、研修教員の長所を一層伸ばすとともに、研修教員の指導の中で不十分なところを取り上げるなど、研修教員の研修意欲を育てていくような指導が大切です。

③ 具体的事例に即した指導

指導に当たっては、抽象論に終始することなく、実践に即した内容にすることが大切です。例えば、学習指導では、授業内容の精選や構成、板書や発問の仕方、間の取り方、教育機器の活用の仕方などを実践に基づいて指導することです。具体的事例を基に指導することは、研修教員にとって大いに役立ちますし、児童生徒の指導に直接反映させることができます。

ただし、この実践的指導に当たっては、校内指導教員の考えや主義・主張を押し付けるのではなく、研修教員と共に考え、意見交換をし、内容の深化を図るといった姿勢が大切です。特に、

研修教員の授業を見て指導する「授業研究指導」などでは、事前・事後指導に力を入れ、仮に授業中につまずきがあったとしても、事後において、ほかに見られる長所と合わせてその指導を行うなど、研修教員が自信をなくさないよう配慮することが大切です。

なお、指導する場所は、児童生徒が出入りしない場所などを選ぶ配慮も必要です。

#### ④ 計画的・組織的な指導

校内指導教員の果たす役割は極めて大きいものがあります。校長のリーダーシップの下に校内指導教員による指導を中心として、校内指導教員以外の教員が必要に応じて指導に当たることができるように配慮することが大切です。そのために、指導内容などに計画性をもたせ、校内組織の活用を図る必要があります。このことは同時に学校全体の活性化にも役立つものです。

以上、校内指導教員として配慮することを述べましたが、校内指導教員だからといって気負いすぎることなく、研修教員と共に学ぶという姿勢が大切です。そのため、校内指導教員自身が初心に戻り自らの教育活動を見直し、研修に励むことが必要になります。

Q10 指導教員（従来方式指導教員、統括指導教員、校内指導教員）が複数の研修教員を指導する場合、どのような配慮が必要ですか。

A10 一人の指導教員が複数の研修教員を指導する場合は、時間的な配分を考慮して、指導計画をあらかじめ整えるなどの十分な配慮が必要です。

#### ① 勤務校における日常指導

##### ア 指導教員以外の教員との連携

経験豊かな指導教員によって、複数の研修教員個々に応じた指導を具体的・系統的に実施することは、初任者研修の効果を一層高めるものです。また、個性・能力が各々異なる研修教員の力を伸ばし発展させるには、指導教員の指導を補い、それを効果的に発揮させ得るような学校全体の指導体制の確立が大切です。

例えば、研修の内容によっては、校長及び副校長・教頭はもちろん、指導教員以外の教員が指導に当たるという方法が考えられます。この場合、特に大切なことは、指導に当たる教員が、指導教員と緊密な連絡を取り、研修教員に対する指導の目的を理解し、その内容について適切に指導助言を行うことです。

##### イ 指導形態と年間指導計画の工夫

複数の研修教員を同時に指導する場合は、年間指導計画と週時程に指導の時間を位置付けておく必要があります。特に、基礎的素養に関する研修項目など、複数の研修教員を同時に指導した方がよいものについては、指導時期と指導時間を明確にしておく必要があります。

なお、指導案の事前指導や授業研究指導の内容などに関する指導助言を行う際に、個別に実施する方が効果的であると考えられる場合は、そのための時間と場を考慮しておくことが大切です。

#### 【従来方式の場合】

#### ② 校外研修で研修教員が出張する日の後補充の授業

研修教員が出張する日の指導をどうするかについては、出張前日までにそれぞれの学級について打合せをすることは当然です。しかし、一人の従来方式指導教員が複数の学級の後補充としての授業をすることは、実際にはできません。そこで、研修教員の複数配置校には初任者研修のための加配教員が措置されていますので、従来方式指導教員及び、その曜日に授業をもた

ない時間のある教員によって、年度当初からあらかじめ研修教員の校外研修日には後補充がきちんとできるように考慮しておくことが大切です。実際には、従来方式指導教員以外の教員が後補充として授業を担当することもあります。その際、指導の内容等は、記録とともに翌日研修教員に伝えるようにするなど、指導の連続性を図ることが大切です。

### Ⅲ 校内における指導体制に関わる内容

Q11 校内研修において、校長及び副校長・教頭はどのような役割を果たすのですか。

A11 校長及び副校長・教頭は、初任者研修に関わる校内体制の整備・確立を図ります。その際、校内年間指導計画に従い、研修項目に応じて直接研修教員へ指導助言を行うことが大切です。

① 校内体制の整備・確立

校内における研修は、指導教員が中心となりますが、その効果的な実施のためには、校長及び副校長・教頭のリーダーシップの下、全教職員の理解を得て、研修教員が育ちやすい校内体制を整備・確立することが基本です。そのため、研修教員を温かく育てていくことは、先輩教員としての使命であるという意識を全教職員に対してもたせるなど、全教職員が一致協力して研修教員の成長を助けようとする雰囲気为学校全体に醸成することが大切です。

② 指導教員を援助する体制

校長及び副校長・教頭は、研修教員が育ちやすい校内体制を整備・確立するとともに、指導教員を援助する学校全体としての協働的な体制を確立し、これを校務分掌組織の中に位置付ける（例えば「初任者研修推進委員会」など）ことが必要です。

指導教員は、このような校内体制が整ってはじめて、校内における研修の中心となって、他の教員の協力を得ながらその職務を果たすことができます。「初任者研修委員会」又は「メンターチーム」などの組織で、校内年間指導計画に基づき定期的に反省・評価をすることができるようにしておくことが大切です。

③ 校内年間指導計画の作成

校長は、県教育委員会及び市町村教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、学校や研修教員の実情に配慮しながら、指導教員の参画を得て当該学校における校内年間指導計画を作成することになっています。

この場合、校内の全教職員の共通理解を得ながら作成するとともに、指導教員以外の教員が、研修教員への指導にどう協力するかを、校内年間指導計画において明確にすることが重要であり、また、このことが指導教員を援助する体制の整備につながるようになります。

なお、校長は、校内における研修が校内年間指導計画に沿って進められているかを的確に把握し、必要に応じて校内年間指導計画を見直すことにも注意を払うことが大切です。

④ 研修教員及び指導教員への適切な指導助言

校長及び副校長・教頭は、校内年間指導計画に従い、管理職が直接担当することが望ましい研修項目について、研修教員に対して指導助言に当たります。その研修項目としては、「本校の教育目標と学校経営方針」「本校での職務上の心構え」「学校とPTAの組織と運営」「教員の研修と自己の成長」など、「基礎的素養」を中心としたものであり、学期に数時間程度は担当することが考えられます。もちろん、校長及び副校長・教頭は、研修教員及び指導教員に対して、随時、指導助言を行うものですが、校内年間指導計画に位置付けて意図的・計画的に行うことが大切です。



また、指導教員の指導上の悩みの相談に応えたり、効果的な指導方法について相互に検討や協議を行ったりするなど、指導教員をはじめとする全教職員に対して、必要に応じて適切な指導助言を行い、校内における研修が円滑に行えるよう配慮することが重要です。このことは、研修教員や指導教員等の励みにもなるものです。

- ⑤ 校長を中心として、指導記録等の保管・整備に努め、その後の初任者研修の指導に生かすようにすることが肝要です。

Q12 指導教員以外の教員は、どのような協力をしたらよいのですか。

A12 指導教員以外の教員は、校長及び副校長・教頭の指導の下に、校内年間指導計画に従い、指導教員と連携しつつ、指導教員の仕事の補充をして、研修教員の指導助言に当たります。

学校での教育活動は、組織を通して行われるものですから、校長及び副校長・教頭の指導の下に、自分も共に研修して研修教員の指導に当たるという心掛けを全教職員がもつようにすることが大切です。

全教職員が協力できるものとしては、次に挙げるようなことが考えられます。

- ① 自分の授業を公開する。
- ② 初任者研修に関わる授業研究会に参加する。
- ③ 研修などの資料を提供する。
- ④ 校務分掌上の仕事を援助する。
- ⑤ 初任者研修に関わる後補充を行う。

Q13 校内における協働的な指導体制づくりには、どのような配慮が必要ですか。

A13 校内における研修については、指導教員が中心となりますが、指導教員以外の教員の協力が必要です。校長及び副校長・教頭のリーダーシップの下に指導教員を中心とする協働的な指導体制を整備することが肝要です。そのためには、次のことに留意する必要があります。

- ① 指導教員とともに、全教職員が研修教員を指導することの意味を共通理解する。  
「仲間入りした初任者を皆で一人前の教員に育てる」という使命感や、「初任者を指導することは、自分たちの研修の場にもなる」という自覚をもつことが大切です。指導教員が中心となって指導を行うにしても、指導教員以外の教員が、校長及び副校長・教頭の指導の下に、指導教員と連携しつつ、指導教員の仕事を補充して、研修教員への指導助言に当たることができるよう研修教員の育成について校内の方針を共通理解することが大切です。
- ② 全教職員が実施要項や年間研修計画などで全体構想を理解するとともに、自校の校内年間指導計画について十分に認識しておくようにする。
- ③ 指導時間を確保したり、指導教員の負担過重を避けたりするために、初任者研修実施上から措置された定数加配教員や非常勤講師を活用し、年度当初から初任者研修の指導体制を整え、指導教員の授業時数や校務分掌を軽減する。
- ④ 前年度に、次年度の学校経営の方向や学校組織を展望し、自校としての初任者研修制度の原案を作成して準備する。

Q14 メンターチームを構成するねらいは何ですか。

A14 平成31年度から本県で取り入れているメンターチームを活用した初任者研修は、校内のOJTを生かしながら、全教職員の協力の下、研修教員を育てていくということをねらいとしています。

メンターとは、相談役や指導者、助言者という意味で、経験豊富なベテラン教員やミドルリーダーである中堅教員、初任者と比較的採用年度や年齢の近い教員等をメンターとしたチームをつくり、研修教員への指導や助言を行ったり、授業研究等を行ったりしながら研修を進めていきます。研修教員に対して、様々な立場からの指導や助言をすることで、共に教員としての力量を高めていくことが期待されることから、従来方式でも組織することが望ましいと考えます。

Q15 メンターチームは、1年間メンバーを固定せず、学期ごとなどで入れ替えることは可能ですか。

A15 メンターチームの構成は、学校の実情等によって異なります。メンバーを学期ごとなどで入れ替えることで、より高い研修成果が期待されると判断する場合には、その構成を柔軟に変更していくことが可能です。ただし、メンターチームだけで校内研修を進めるものではありませんので、メンバーに入っていない場合であっても、校内研修に協力していくことを年度当初に教職員全体が共通理解した上で進めていく必要があります。

#### 【メンター方式】

Q16 統括指導教員には、各校のメンターチームへの支援や研修をコーディネートする役割がありますが、具体的にはどのようなことをするのですか。

A16 統括指導教員のコーディネートの例としては、次のようなことが考えられます。

- ・各校の校内研修の進め方を確認し、必要に応じて助言を行う。
- ・各校の校内研修で工夫されている点を共有する。
- ・研修教員が行う授業を他校の研修教員が参観し、協議できるよう日程調整を行う。
- ・研修教員が授業で使用した教材や資料等、他校の研修教員にとって参考となる情報を提供する。

いずれの場合も、統括指導教員は、各校の校内指導教員と連絡を密にしながら進めていくことが大切です。

## IV 統括指導教員の勤務に関わる内容

#### 【メンター方式】

Q17 統括指導教員の勤務日や時間割を作成するために、どのような配慮が必要ですか。

A17 統括指導教員の勤務日は、加配校の校長が決定します。加配校の校長は次のことに配慮して決定しなければなりません。

- 統括指導教員が担当する学校は、以下の場合があります。
  - ・ 3校（研修教員が2名ずつ3校に配置）（研修教員が2名ずつ2校、1名1校に配置）
  - ・ 4校（研修教員が2名ずつ2校、1名ずつ2校に配置）（研修教員が2名1校、1名ずつ3校に配置）
  - ・ 5校（研修教員が2名1校、1名ずつ4校に配置）
  - ・ 6校（研修教員が1名ずつ6校に配置）
- 再短者の統括指導教員が担当する学校は、以下の場合があります。
  - ・ 2校（研修教員が2名1校、1名1校に配置）
  - ・ 3校（研修教員が1名ずつ3校に配置）

勤務日についてはそれぞれの学校と連絡を密に取り、協議の上、設定してください。例として、勤務日を曜日で固定する方法やテープ式で勤務日を設定する方法が考えられます。また、年間を数回に分け、期間によって配置校の勤務日数に軽重を付け、統括指導教員が1年間バランスよく各学校に勤務できるよう計画することも考えられます。

統括指導教員が再短者の場合は、勤務時間を週20時間とすることに留意した上で、勤務形態について弾力的な運用が可能です。

時間割の具体的な作成方法については、「メンター方式における統括指導教員の時間割の作成例（手引p8～10）」を参考にしてください。

#### 【メンター方式】

Q18 統括指導教員が再短者の場合、勤務日を午前中で固定した際の放課後の授業研究会を活用した研修や、初任研校長等連絡協議会（兼）指導者研修会への参加等はどうなりますか。また、授業研究会等で2校を移動して勤務することは可能ですか。

A18 統括指導教員が再短者の場合、勤務形態については弾力的運用が可能となるため、授業研究会や研修会等への参加が可能となるよう勤務日や勤務時間を変更することができます。ただし、週20時間の勤務時間となるようご留意ください。また、前述を踏まえ、2校を移動して勤務することも可能ですが、その際は、再短者の負担とならないよう十分な配慮が必要となります。

#### 【メンター方式】

Q19 統括指導教員が、複数の研修教員を同一時間内に指導することはできますか。

A19 現在、研修教員個々の経歴や能力・適性が多様化する傾向にあるため、一人一人に応じた指導を進めることが強く求められています。したがって、統括指導教員は複数の研修教員に対して、それぞれ個別に指導することが基本となります。しかし、「講話・講義」において複数の研修教員に共通の内容を講義する場合や、「協議」において研修教員同士による意見交換をする場合など、研修内容によっては、複数の研修教員に同時に指導できる場合もあります。また、学校や研修教員、指導教員本人の諸事情により、予定していた研修が実施できなかった場合などには、日程を調整した上で、長期休業期間等を利用して複数の研修教員を同時に指導することも可能です。

ただし、このような研修を1時間行った場合は、たとえ複数の研修教員に対して指導したとしても、統括指導教員の指導に要する時間としては、あくまでも1時間としてカウントします。

【メンター方式】

Q20 統括指導教員は加配校以外の学校において後補充をしてもよいのですか。

A20 統括指導教員が加配される学校は、学校規模が大きい場合が多く、後補充として対応することも容易であると考えられます。加配校以外の学校と連絡を取り合うことで、不公平のないような形で後補充を行ってください。また、勤務状況を把握するため、後補充をした場合の勤務について、勤務状況整理簿には「後補充」と記載してください。

【メンター方式】

Q21 統括指導教員に部活動を割り当てることは可能ですか。

A21 初任者研修を進めるために加配されているものであるため、初任者研修に支障が出ないことが大前提です。その上で、校長の判断の下、担当を依頼して本人の同意を得られるとすれば、割り当てることは可能です。

【メンター方式】

Q22 統括指導教員が年間研修時間の5割程度指導するとありますが、各校のメンターに任せる時間を多く設定したいと考えています。統括指導教員による年間研修時間に下限はあるのですか。

A22 5割程度という記載は、学校の事情に応じて多少の変動があっても差し支えないということです。しかし、統括指導教員は国の予算を用いて配置しているため、各校において初任者に直接指導をおよそ5割行ってもらうことが前提です。統括指導教員の勤務時間が大きく下回ることはないよう考慮して、各校における時間設定をしてください。

【メンター方式】

Q23 統括指導教員の出勤簿への押印について、押印する場合としない場合の線引きは何ですか。

A23 統括指導教員が始業時から加配校で勤務する場合は、その時点で押印します。そこから別の学校に出向いた場合、出張の印が押され、詳細は鉛筆書きで記入します。始業時に加配校にいない場合は押印しません。朝から兼務校に出向いた場合、加配校の出勤簿に出張の印を押してください。兼務校においては、どの時点でも統括指導教員が出向いたという証にするため、押印してください。

【メンター方式】

Q24 統括指導教員が、加配校以外で指導を行う場合の出勤簿の押印はどのようになりますか。

A24 統括指導教員は、加配校及び訪問指導を行う他校の教員として兼務発令（教諭の場合は兼任発令、講師の場合は兼務発令）を受けています。このことは、加配校の職員であるとともに、兼務校（教諭の場合は兼任校、講師（臨時）の場合は兼務校となる。以下同じ。）の職員でもあることとなります。したがって、統括指導教員の出勤簿は指導に当たる全ての学校に置かれることとなります。

押印の仕方は通例にならって行います。ただし、次の例のような場合には、統括指導教員の動きが分かるように、鉛筆書き等でメモするなどの配慮が必要です。

- (例) ① 始業時から加配校に勤務し、3校時目から兼務校に出向いて指導を行った。
- ・加配校の出勤簿……………押印する。メモ書き「3校時目から兼務校で勤務」など
  - ・兼務校の出勤簿……………押印する。メモ書き「3校時目から勤務」など
- ② 始業時から兼務校で指導を行い、5校時目から加配校に戻って勤務した。
- ・加配校の出勤簿……………押印しない。メモ書き「5校時目から勤務」など
  - ・兼務校の出勤簿……………押印する。メモ書き「5校時目から加配校で勤務」など

**【メンター方式】**

Q25 統括指導教員が、兼務校に勤務していて年次休暇を取得する場合は、休暇簿の管理はどのようにすればよいですか。

A25 統括指導教員の年次休暇については、加配校の所属長の決裁によって取得されるものであることから、休暇簿は加配校に整備し、一元管理することが望ましいです。ただし、統括指導教員の動きが分かるように、兼務校の出勤簿に鉛筆書き等でメモするなどの配慮が必要です。

**【メンター方式】**

Q26 統括指導教員の旅費について、加配校に補充されるのですか。

A26 加配校に補充されます。ただし、4 km以内の移動の場合は支払われません。

## V 教科指導員の勤務に関わる内容

Q27 教科指導員が他校の教員である場合の出勤簿の押印はどのようになりますか。

A27 加配校及び訪問指導を行う他校の教員として兼務発令を受けることになるため、出勤簿の押印等については、統括指導教員の出勤簿の押印等と同様に対応してください。

※「Q23」参照のこと。

Q28 研修教員が二人配置された中学校において、指導教員と一人の研修教員の担当教科が異なる場合は、研修教員の担当する教科の指導助言は、どのようにして実施するのですか。

A28 中学校における教科指導では、当該教科特有の教材研究や指導技術について指導教員が指導できる場合は問題はありませんが、研修教員が二人配置された中学校においては、指導教員と一人の研修教員の担当教科が異なるため、指導教員による指導助言が難しくなります。この場合は、次のような方法で実施することができるようになっています。

① 教科指導できる校内教員の活用方法

研修教員の勤務校内で研修教員と同一教科担当教諭が、研修教員担当教科の授業に関する指導助言を行う。なお、この場合、非常勤講師を措置し、本来この教諭が担当する授業を非常勤講師が後補充する。

② 教科指導員としての非常勤講師の活用方法

教科指導員として、週1日の非常勤講師を措置し、研修教員担当教科の授業に関する指導助言をする。

③ 近隣の学校のベテラン教員を教科指導員として活用する方法

校内に研修教員と同一教科を担当する教職経験豊かな教員がない場合は、近隣の学校のベテラン教員を教科指導員とする。

【従来方式】

Q29 近隣の小学校教諭を、中学校の研修教員の教科指導員にすることはできますか。

A29 可能です。その際、この小学校教諭が中学校で研修教員が担当する教科の教員免許をもち、十分に指導できるかを確認する必要があります。

Q30 他校から教科指導員に来てもらっています。移動の際の旅費を支払うことはできますか。

A30 旅費条例の規程に基づいて、旅費を支払うことができます。

## VI 非常勤講師の勤務に関わる内容

Q31 非常勤講師の職務や勤務時間は、どのようになりますか。

A31 【従来方式の場合】

初任者研修では、研修教員が配置された各学校に指導教員を置くとともに、研修教員が一人配置された学校には非常勤講師を配置できるよう予算措置しています。非常勤講師は、原則として週3日程度（研修2日、後補充1日）勤務し、自ら研修指導者になって研修教員の指導に当たったり、教諭が研修指導者になった場合にその後補充としての仕事をしたりします。

非常勤講師の仕事は、具体的には、研修教員が校外研修に出張したときの後補充をしたり、あるいは研修指導者が研修教員の指導に当たる際、本来研修指導者が担当している授業を後補充したりすることになります。また、校内においては示範指導をしたり、研修教員の授業研究指導をしたり、一般指導を行ったりします。

【メンター方式の場合】

初任者研修では、研修教員が配置された各学校に非常勤講師を措置しています。非常勤講師は、年間9日以内（4月1日は含まず）勤務し、研修教員が初任者研修に係る校外研修を受講する際の後補充を行います。

ただし、中学校において、指導教員の免許教科が研修教員の免許教科と異なり、非常勤講師が教科指導員として措置されている場合は、週1日（研修1日）勤務し、示範指導をしたり、研修教員

の授業研修指導をしたりします。

【従来方式・メンター方式に共通】

なお、非常勤講師の勤務時間で留意すべきことは、非常勤講師の勤務時間は専ら初任者研修に関わって機能するものでなければなりません。すなわち、非常勤講師の勤務内容を、常に初任者研修との関わりで説明できるようにしなければなりません。

Q32 中学校二人配置校で、研修教員が校外研修でいない水曜日に、教科指導員である非常勤講師が後補充するために勤務する1日と校内研修のために勤務する日が1日あります。教科指導員である非常勤講師の勤務は1週間につき1日程度、年間160時間以内となっています。この場合は、どうすればよいですか。

A32 中学校二人配置校の教科指導員である非常勤講師の勤務は、原則として1週間につき1日程度となっていますが、2日勤務も許容範囲と考えて差し支えありません。ただし、勤務時間は年間160時間の枠内であればなりません。

なお、中学校一人配置校において、従来方式指導教員である非常勤講師が研修教員と免許教科が異なり、そのため、教科指導員として非常勤講師が別に命課された場合は、教科指導員である非常勤講師は、研修教員が校外研修に出る水曜日に、研修教員の授業が位置付けられているとき、その後補充のために1日7時間以内（年間56時間以内）勤務することができますし、教科指導に関わる校内研修のために、さらに1日6時間以内（年間160時間程度）勤務することができます。1週間では、合計2日勤務することができます。したがって、この場合は、教科指導員である非常勤講師の年間勤務時間は、216時間以内となります。一方、従来方式指導教員である非常勤講師の勤務は、1週間で1日程度、1日につき6時間以内の勤務となり、年間勤務時間は、80時間程度となります。

Q33 指導教員である非常勤講師が、運動会、校外学習、キャンプ、スキー教室、卒業式、修了式等に参加してもよいのですか。

A33 【従来方式の場合】

年間指導計画に位置付けられた研修で、当日きちんと初任者研修が行われているのであれば問題はありませんが、単に研修教員と一緒にいただけというのでは不十分です。初任者研修に関わる勤務であるという合理的な説明ができればいいのですが、それができない場合は避けた方が望ましいでしょう。

【メンター方式の場合】

非常勤講師は、あくまでも校内研修における教科に係る指導、または校外研修日の研修教員の授業の後補充を行うために勤務しています。したがって、様々な学校行事等が行われるとしても、研修教員の授業のない日に勤務させることはできません。

【従来方式】

Q34 小学校の指導教員に、中学校の教科の免許しかない教員等を非常勤講師として充てることは可能ですか。

A34 教育公務員特例法第23条に「初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行う」とあります。「指導及び助言」は、小学校の初任者に対して、基礎的素養、マネジメント能力、生徒指導力、教科等指導力の全ての領域に及ばなければなりません。したがって、中学校の1教科の免許しかもたない者が、研修教員の成長過程に応じた組織的、系統的且つ時宜を得た指導を行うことは、従来方式指導教員としてあまり適任ではありません。

しかし、当該指導教員が指導者としての力量を十分に備えていると判断され、当該校の指導体制が整っている場合には、可能といえます。

Q35 中学校の研修教員二人配置校です。教科指導員が一人必要であり、他の中学校で教科指導員をしている非常勤講師をお願いすることはできますか。

A35 可能です。その際、時間割の調整を十分に行うことが大切です。

Q36 本校の学校行事である少年自然の家での宿泊研修が、研修教員配置前に日程を決めていたため、総合教育センターで行われる研修教員の校外研修と重なってしまいました。研修教員は総合教育センターの研修に参加するため学校行事は1日不在となりますが、その場合、後補充の非常勤講師は学校行事の宿泊研修に参加しなければなりませんか。

A36 後補充の非常勤講師は、「市町村立小・中学校及び義務教育学校非常勤講師等派遣要綱」（手引p12～13を参照）において1日の勤務時間が定められていることから、宿泊を伴う学校行事に必ずしも参加させる必要はありません。学校の実情に応じ、校長が判断し決定してください。

問合せの事例では、研修教員配置前に宿泊研修の日程が決まっており、また施設利用の関係上、変更ができなかったため、当該研修教員は総合教育センターでの校外研修に参加せざるを得なかったのですが、変更が可能な場合は、行事の日程を変更し、研修教員が学校行事に参加できるようにするなどの配慮をお願いします。※関連して「Q45」参照のこと。

Q37 研修教員が病気で数週間休むことになりました。非常勤講師は、その後補充のために勤務することはできますか。

A37 研修教員があらかじめ、病気等のために休むことが分かっている場合は、非常勤講師は勤務することはできません。あくまで、非常勤講師は初任者研修のために勤務しますので、研修教員のいない場合（校外研修で出かけた場合の後補充は除く）の勤務は目的外使用とみなされます。

## VII 校内研修の実施に関わる内容

Q38 教職大学院を修了した研修教員の校内研修の内容について教えてください。

A38 文部科学省からの平成30年6月26日付け通知「初任者研修の弾力的実施について」には、教職大学院修了者に対する個別的対応として、「当該教職大学院における学修の成果を踏まえ、（中略）



一般の初任者が受ける内容の一部を実施しない、又は一般の初任者が受ける内容よりも高度な研修を実施するなどの対応が考えられる」と記されています。このことを受け、初任者研修の校内研修として県が定めている時間は年間120時間程度ですが、教職大学院修了者は年間70時間程度としています。なお、校内研修の計画を立てる際には、研修教員の実態に応じ、より効果的に研修が行われるよう配慮してください。

【参考】教職大学院で共通して実施されている領域

- (1) 教育課程の編成・実施に関する領域
- (2) 教科等の実践的な指導法に関する領域
- (3) 生徒指導、教育相談に関する領域
- (4) 学級経営、学校経営に関する領域
- (5) 学校教育と教員の在り方に関する領域

Q39 講師等の勤務経験を有する研修教員の校内研修の対応について教えてください。

A39 採用前に臨時的に任用された講師等としての勤務経験を有する者について、秋田県内において直近5年間で36月以上（月1日以上の任用があった月は1月とする）の講師等の経験がある場合、一般の初任者が受ける内容の一部を実施しないなどの対応ができるものとします。

該当する者については、校内研修120時間のうち90時間程度まで研修内容を精査することができます。この場合、4領域のうち「基礎的素養」は必須とし、「マネジメント能力」「生徒指導力」「教科等指導力」の3領域を精査できる対象とします。その際、（基礎的素養・マネジメント能力・生徒指導能力）：（教科指導力）のバランスが小学校1：1、中学校1：2とならないこともあり得ます。

当該校における全体計画及び年間指導計画を作成するに当たり、校長は、初任者の講師等経験のキャリアを踏まえ、校長面談を通じて研修時間及び研修内容を設定します。その際、手引のp42、43の「初任者研修における校内研修計画に要望を組み入れるためのシート（対象…研修教員）」等を活用して研修教員の実態を把握し、効果的に研修が行われるよう配慮してください。

Q40 校内における研修日を設定する際は、どのような点に留意したらよいですか。

A40 校内において指導教員を中心とする指導助言による研修は、週2日程度行うこととなっていますが、各学期始めや学校行事等により繁忙な時期は、週1日のこともあるかもしれません。年間120時間程度を基準に、あらかじめ見通しを立てて計画しておくことが大切です。

そこで、次の点に留意して設定するとよいと考えます。

【従来方式の場合】

- ① 週時程作成に当たっては、週2日程度、原則として水曜日を除いて、できるだけ曜日を固定して設定する（定例の職員会議や校内研修のある日には、設定しないように配慮する）。

【メンター方式の場合】

- ② 週時程作成に当たっては、週2日程度、原則として水曜日を除いて設定する（定例の職員会議や校内研修のある日には、設定しないように配慮する）。2週間に1日以上は、統括指導教

員による研修日となるが、兼務校と十分連携をとって、それぞれの学校における研修日を設定する。※関連して「Q47」、「Q54」参照のこと。

【従来方式・メンター方式に共通】

- ③ 年度当初から分かっている総合教育センター、教育事務所及び市町村教育委員会が実施する初任者研修の研修日（主として水曜日に実施）を踏まえ、それと重ならないように配慮して設定する。
- ④ 総合教育センター等における研修日を避けて設定し、校外における研修を欠席することのないよう年度当初から配慮しておく。
- ⑤ 夏季・冬季休業中に校内研修を設定する場合は、研修内容を十分に吟味する。
- ⑥ 前年度中に、研修教員への研修内容を学校として吟味したり、年度当初における研修事項を整理し必要な資料を準備しておいたりする。

Q41 4領域の研修内容（「①基礎的素養」「②マネジメント能力」「③生徒指導力」「④教科等指導力」）の時間配分は、どのようになりますか。

A41 ①から④の4領域を校内年間指導計画にバランスよく配分することが大切です。

小学校においては、（基礎的素養・マネジメント能力・生徒指導力）：（教科等指導力）が、おおむね1：1、中学校においては、おおむね1：2程度になるように校内年間指導計画を立てるよう配慮してください。

なお、研修教員の特性・実態等によって研修内容も異なると考えられますので、研修教員の自主性や創造性を高めることができるよう配慮して校内年間指導計画を立てることが望まれます。

※関連して「Q39」参照のこと。

Q42 校内研修の研修内容は、「①基礎的素養」から「④教科等指導力」まで四つの領域に分かれており、時数も「①②③」と「④」で、小学校では1：1程度、中学校では1：2程度になるように配分の決まりがあります。一方、研修方法についても、「講話・講義」から「協議」まで五つの方法で整理されていますが、こちらについても、時間配分の決まりはありますか。

A42 特に決まりはありません。1時間の研修の中でも、「講話・協議」のように二つの方法で研修を行う場合があります、それを研修方法別に整理しても、実際の研修時数とは大きく異なることが予想されることから、研修方法別の整理は必要ありません。

研修教員や学校の実状に応じて必要な研修方法を選び、計画的に実施してください。

Q43 校内研修をオンラインで実施する場合、どのような内容が考えられますか。

A43 例えば、統括指導教員が「講話・講義」等をオンラインで実施したり、児童生徒に対するオンラインでの授業を想定して研修教員が模擬授業を行い、統括指導教員の指導を受けたりすることなどが考えられます。また、配置校間で時間割等の調整が可能であれば、統括指導教員の進行の下、複数の学校の研修教員同士で協議することなども考えられます。

校内研修は、研修教員の実践的指導力の育成につながるよう、一人一人の状況に見合った研修を行うことが大切であり、指導教員等と研修教員が直接対面して行うことを基本としています。オンラインで実施する際には、研修の目的が達成できるなど、研修教員にとって効果的な研修となることに留意することが大切です。

Q44 指導教員を自校の教員から措置する場合、指導教員の持ち授業時数をどの程度にすることが望ましいですか。

A44 【従来方式の場合】

その学校の教員の平均持ち授業時数を勘案して、従来方式指導教員の過負担にならないよう配慮し、持ち授業時数を12時間～14時間程度にすべきです。

【メンター方式の場合】

校内指導教員は、統括指導教員が担当する研修以外のものについて、校内の全教職員が教科等指導、生徒指導、学級経営等、必要な研修分野を分担して指導に当たることができるよう、必要な連絡調整を行うコーディネーター役を担います。その業務を円滑に行うために、持ち授業時数を軽減することも考えられます。

Q45 初任者研修の校外研修と、学校行事が重なった場合は、どちらが優先されるのですか。

A45 校外研修が優先されます。学校においては、次年度の学校行事の計画立案の際、研修教員を迎え入れても困らないように見通しをもって計画を立てるべきです。本県の場合は、校外研修日になっている曜日を水曜日と定めていますので、研修教員がいなくては困るような学校行事は水曜日を避けて計画することが望ましいです。

なお、やむを得ない事情などにより、校外研修と学校行事が重なった場合は、県教育委員会及び市町村教育委員会と十分に連絡を取り合うことが大切です。

Q46 初任者研修を放課後及び長期休業中に実施してもよいですか。

A46 放課後は、できるだけ子どもたちと接したり、教材研究をしたりする時間に充ててもらいたいという趣旨から、校内研修はできる限り時間割内に位置付けることが望ましいのですが、授業時間の確保やOJTを取り入れた校内研修の実施という視点から、放課後及び長期休業中の校内研修を行っていく必要があります。ただし、放課後や長期休業中に校内研修を実施する際には、研修教員の過負担にならないように配慮するようにしてください。

Q47 週によっては、水曜日に校外研修がないときもあります。その際、校内研修を行ってもよいですか。

A47 研修教員の過負担にならないよう配慮した上で、年間指導計画の下に初任者研修を行っても差し支えありません。

Q48 中学校の研修教員二人配置校です。時間割の関係上、研修教員と指導教員の空き時間が2時間続きで設定できず、学校裁量を校内研修の時間に使いたいのですが、それは可能ですか。

A48 学校裁量の時間を初任者研修の校内研修の時間に充てるのは望ましくありません。学校裁量の時間のもつ意味を考える必要があります。

なお、校内研修は必ずしも2時間続きで行う必要はありません。

Q49 中学校の研修教員一人配置校で、研修教員は理科担当の教員です。指導教員が校内研修計画を立てる際、8月の中旬に、学区内の野外観察の全日実地研修を校内研修に位置付けたいと考えています。この野外研修を校内研修に位置付けることはできますか。

A49 野外観察そのものを研修内容にすることは、特に問題はありません。ただし、安全面への配慮が必要です。

Q50 研修教員が小学校3年生の学級担任であり、5校時までしか授業がないとき、6校時に校内研修を行いました。この場合は、放課後の研修としてカウントされますか。

A50 この場合は、放課後の研修としてカウントします。

Q51 研修教員が複数名配置されている学校において、一方の研修教員がもう一方の授業を参観し、その後、授業について協議するなどの研修は可能ですか。可能な場合、計画書、報告書、勤務状況整理簿等の記載はどのようにすればよいですか。

A51 可能です。その際の計画書、報告書、勤務状況整理簿等については、例えば、研修教員Aが授業を提示し研修教員Bが参観した場合、研修教員Aは「授業研究指導」、研修教員Bは「示範指導」と記載します。また、統括指導教員等の勤務状況整理簿は「研修」のように記載してください。

[手引p27、33、34参照]

ただし、参観する側の研修教員の授業が重ならないようにするなど、時間割上の配慮・工夫を心掛けてください。

Q52 インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、自然災害等で勤務校が休校になったときに行われた校内研修は、どのような扱いになりますか。

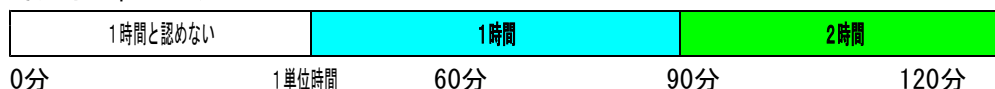
A52 休校は休業日ではないため、通常どおりの勤務日となり、校内研修を行うことは構いません。休校中に実施した校内研修については、長期休業期間中と同様、放課後としてカウントします。

※関連して「手引p33」参照のこと。

Q53 夏季休業中の一日に、学級経営に関して「学級経営の診断」「保護者面談の進め方」「学級通信の作り方」の三つのテーマで45分間ずつ研修を行いました。午前中に続けて行い、間に5分間程度の休憩を挟んでいますが、この場合の時数は何時間と考えればよいでしょうか。

A53 校内研修の時数の考え方については、手引p25に記載されています。それによると、放課後や夏季休業中などの時間割外に行われる校内研修については、次の考え方で計算することになっています。

(参考) 手引p25より



- ・ 0分～1単位時間に満たない …………… 1時間と認めない
- ・ 1単位時間から1時間29分まで …………… 1時間
- ・ 1時間30分から2時間29分まで …………… 2時間（以下、同じ）

問合せの事例を学級経営に係る連続した一つの研修と考えると、休憩時間を含めても2時間30分に満たないため2時間と計算することになります。しかし、この場合、学級経営に係る研修ではあるもののテーマがそれぞれ異なり、間に休憩時間も挟んでいることから、別個の研修と考える方が妥当と思われます。したがって、1単位時間（45分）の研修を3回行ったこととして3時間と計算します。

研修時間を計算する際は、研修内容の関連性や連続性を考慮して判断してください。

## VIII 校内研修における研修教員への配慮に関わる内容

Q54 研修教員の持ち授業時数は、どの程度にすることが望ましいですか。

A54 研修教員が配置された学校の教員の平均持ち授業時数を勘案し、研修教員の過負担にならないように配慮すべきです。なお、このことに関わって、校外研修のない水曜日に校内研修を実施する場合は、研修教員の負担とならないように計画してください。

※関連して「Q47」参照のこと。

Q55 中学校の研修教員で、2教科の免許をもっています。この場合は、2教科をもたせてもよいですか。

A55 2教科をもたせてもよいのですが、研修教員の負担軽減を十分に図ることが肝要です。なお、2教科をもたせた場合、初任者研修における教科指導は原則として2教科実施することが必要となります。ただし、教科指導に係る非常勤講師については、国からの予算補助は1教科に係る補助しか出ませんので、もう一人は校内から措置することになります。

Q56 保護者への対応や連携は、どのようにしたらよいですか。

A56 初任者研修が円滑に行われるために、校長は、保護者に対し、この研修を通して研修教員の指導力が向上し、それが毎日の授業に反映されていくことなどを説明し、理解と協力を得る必要があります。そのためには、特に、次のようなことに配慮する必要があると考えます。

① 保護者に対し、初任者研修制度の理解を促す。

初任者研修制度は、「教育公務員特例法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づいて行われる研修であることを保護者に理解してもらうことが大切です。

特に、授業日に校外へ出張しての研修は年間7～8日程度であり、この間の授業については、自習時間などにはならないように、研修教員に代わって別の教員が授業する体制を整えていることを、保護者に十分理解を求めていく努力が必要です。

② 保護者と研修教員との信頼関係を築く。

研修教員が保護者の信頼を得るためには、指導教員及び所属学年の教員が、教師集団として組織的、機能的に信頼関係を保つ手立てを考えていく必要があります。例えば、学習指導面では、指導の仕方、成績や評定など、生活面では、しつけ、子ども同士のトラブルへの適切な対応などについて、学年の共通理解の下に指導教員等が十分に指導していることを理解してもらうことが大切です。

## Ⅸ 市町村教育委員会の研修の実施に関わる内容

Q57 市町村教育委員会の研修日数は1～2日程度となっていますが、半日日程で2日間(実質1日)実施することは可能ですか。(市町村教育委員会から)

A57 市町村教育委員会研修は、以前は「終日日程で2日」という設定になっており、半日日程で2日間連続の研修を行うことは認められていませんでした。しかし、「1～2日程度」という設定に変わったことにより、これまで以上に柔軟に対応することが可能になりました。

研修日数の変更の趣旨は、研修教員の負担軽減及び地域の特徴を生かした効果的な研修の実施にあります。半日日程とは言っても、研修教員の勤務校の場所によっては、研修を要しない残りの半日が移動時間等に費やされ、結局は学校を空ける日数(時間)が増えてしまうことにもつながりかねません。以上のことも考慮した上で、計画を立ててください。

Q58 我が町では、初任者研修を2年かけて実施したいと思います。予算は町でもちたいと考えていますが、これは可能ですか。

A58 初任者研修制度は、教育公務員特例法第23条の規定に基づいて、1年間(条件附採用期間)で終えることになっています。したがって、2年間にわたって初任者研修を実施することはできません。

## X 初任者研修を実施できなかった場合の対応に関わる内容

Q59 初任者研修の校外研修の一部又は全てを欠席した場合、欠席した研修について、どのように事後の対応をすればよいですか。

A59 欠席の状況に応じ、次のように対応してください。

### 1 体調不良等による校外研修の欠席について

#### (1) 研修教員配置校の対応

校長が、研修を行う主催者（義務教育課、総合教育センター、教育事務所、市町村教育委員会）に対し欠席する旨を伝え、主催者の指示に従ってください。なお、研修教員は近隣校に勤務する研修教員から資料提供を受けるなどして、研修内容の把握に努めてください。

#### (2) 研修の主催者の対応

研修の主催者は、研修教員配置校の校長及び研修教員本人に対し、欠席後の対応等について指示する必要があります。

① 教育事務所研修は年3回（3日）、市町村教育委員会研修は年1～2回（1～2日）であり、そのどちらかを欠席した場合、研修による成果は認めにくいため、研修の主催者は、研修教員に電話をかける、あるいは学校を訪問して面会するなどの機会をつくり研修内容の伝達に努めてください。

② 総合教育センター研修は年9回（9日）あることから、1回程度の欠席であれば、当該年度の次回の研修等を利用し、欠席した研修の内容等について伝達するなどの対応が可能です。その場合であっても、研修の主催者は、欠席の報告を受けた際に、欠席後の対応について指示する必要があります。

### 2 病気休暇等による長期休業等について

研修教員が病気休暇等により、校外研修のほとんど又は全てを受けられない場合は、次年度以降、補充的に初任者研修に準ずる研修を行わせるものとします。その場合、当該教員の状況に応じて様々な可能性が考えられることから、どの程度の補充的な研修を行うかについては、配置校の校長が、所管する当該市町村教育委員会及び所轄の教育事務所・出張所と相談の上、慎重に判断してください。

病気休暇等の長期休業等により研修の継続が不可能と判断される前にどの程度研修が進められていたのかを把握する上で、研修記録が重要な役割を果たします。その意味でも、研修報告書等の記録を確実にまとめておくことが大切です。

## XI その他

Q60 新任養護教諭、新任栄養教諭の研修については、どう取り扱っていけばよいですか。

A60 新任養護教諭、新任栄養教諭の研修については、県教育庁保健体育課（018-860-5203）にお問い合わせください。

Q61 平成29、30年度に初任者研修として実施されていた校種間連携研修について、今後の予定はどのようなになっていますか。

A61 校種間連携研修（専門学科を有する高等学校授業参観研修）は、教職キャリア指標の第2ステージに移行し、秋田県公立小・中学校及び義務教育学校の教諭として採用後5年目を迎える者を対象に令和5年度から再開しています。令和6年度の対象者については、次のとおり実施する予定です。

- ・実施年度 令和10年度（2028年）
- ・対象者 令和6年度採用者（教職5年目）
- ・内容 午後の半日日程。専門学科を有する高等学校の授業参観を1時間、その後、授業者等との情報交換及び各学校の進路状況等の説明を1時間程度行う
- ・旅費 小・中学校に担当されている学校担当旅費で対応

Q62 初任者研修の翌年度から行われる実践的指導力習得研修とは、どのような研修ですか。

A62 採用2年目及び3年目に実施する研修です。この研修では、2年目に総合教育センターで2日間の校外研修、2年目、3年目にそれぞれ15時間程度（教職大学院修了者はそれぞれ10時間程度）の校内研修を実施します。なお、「実践的指導力習得研修」は法定研修ではありません。詳細については、「令和6年度 秋田県公立小・中学校 秋田県公立義務教育学校 実践的指導力習得研修（採用2、3年目の研修）実施の手引」を参照してください。

なお、2年目となっても、その教員の実態に応じて、支援体制や校務分掌等配慮することが望ましいと考えます。